

○宮崎大学大学院工学研究科改組実施委員会規程

平成 25 年 9 月 3 日

制 定

改正 令和 2 年 3 月 25 日 令和 3 年 3 月 25 日

(設置)

第 1 条 宮崎大学大学院工学研究科の将来計画の基本方針(答申)を踏まえ、具体的な改組実施計画を策定するため、宮崎大学大学院工学研究科改組実施委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、将来計画委員会の答申に従い、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究科専攻の改組に関する事項
- (2) 教員組織の改革に関する事項
- (3) 教育プログラムに関する事項
- (4) 研究科入試制度に関する事項
- (5) 研究科専攻の研究推進に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 将来計画委員会委員長
- (3) 副学部長(教務、評価及び研究担当)の中から学部長が指名する者
- (4) 工学部工学科各プログラム及び工学基礎教育センターから推薦された教員 各 2 人
- (5) その他委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 4 号委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

2 委員会に副委員長 2 人を置き、第 3 条第 2 号及び第 3 号で選出された委員から委員長が指名する 1 人と委員の互選による 1 人とする。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、工学部総務係において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。